

# 社協だより Vol.199

## ～生活福祉資金貸付金制度（改正後）についてのお知らせ～

当協議会では、青森県社会福祉協議会が行う標記貸付金制度の相談受付や申込み手続き、償還指導等業務を行っております。現在の貸付内容は以下のとおりですが、内容によって限度額等が異なる場合がありますので、詳しくは担当者までお問い合わせ下さい。（平成21年10月改正）

資 金 種 類		貸付限度額	据置期間	償還期間 (以内)
総合支援資金	失業などにより、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費等の資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付			
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費（複数世帯：240万円限度）	月20万円	6月	20年
	生活再建までの間に必要な生活費（単身世帯：180万円限度）	月15万円	6月	20年
住宅入居費	敷金、礼金等の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円	6月	20年
一時生活再建費	生活再建のために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円	6月	20年
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に次の経費を貸付			
生業費	生業を営むために必要な経費	460万円	最終貸付日から6月	20年
技能習得費	技能習得に必要な経費およびその間の生活維持に必要な経費 ※貸付額（習得期間6月で130万円～3年で580万円）	580万円		8年
住宅改修費	住宅の増改築、補修および公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年
福祉用具費	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年
自動車購入費	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円		8年
保険料追納費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円		10年
療養費	疾病・負傷等の療養経費およびその間の生活維持に必要な経費	230万円		5年
介護費	介護サービス等の経費およびその間の生活維持に必要な経費	230万円		5年
災害支援費	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円		7年
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>住居の移転、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>就職、技能習得の支度に必要な経費</li> <li>その他日常生活上、一時的に必要な経費</li> </ul>	50万円	3年	
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の小額費用	10万円	2月	8月
教育支援資金	低所得世帯に対し、修学資金を貸付			
教育支援費	授業料、納入諸経費、交通費、家賃、生活費等 (高校：月3.5万円、短大等：月6万円、大学：月6.5万円)	大学で月6.5万円	卒業後6月	高校8年 短大10年 大学15年
就学仕度費	入学金、制服等購入経費、引っ越し費用等に必要な経費	50万円		
不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に不動産を担保に生活費を貸付			
不動産担保型要保護世帯向け	市町村民税非課税程度の低所得世帯ほかの条件があります。 本制度を活用しなければ生活保護の受給を要すと保護実施機関が認めた世帯であること等の条件があります。	土地評価額の7割	契約終了後3月	死亡時等

◎申し込みには各地区の担当民生委員の意見書を要します。

◎原則として連帯保証人1名を要しますが、やむを得ず確保出来ない場合でも貸付を認めます。

貸付利息は、保証人を確保した場合は無利子、無い場合は年1.5%（修学支援・緊急小口資金は無利子）  
ただし、最終償還期限を過ぎると、年10.75%の延滞利子がつきます。

◎他制度利用可能な方は他制度優先（特に教育支援資金関係は以下のような制度があります。）

- ・風間浦村奨学資金（申込先：風間浦村教育委員会）
- ・母子寡婦福祉資金（申込先：村及び福祉事務所）
- ・（財）青森県育英奨学会（申込先：高校、奨学会）
- ・日本学生支援機構奨学会（申込先：大学、奨学会）

◎本資金のほか、村社協独自の「たすけあい貸付金」（貸付上限10万円）も取り扱っております。

◆お問い合わせ先：風間浦村社会福祉協議会 ☎ 3 2 - 6 8 3 7 ・ 3 5 - 2 2 4 3 （担当者：川島）